

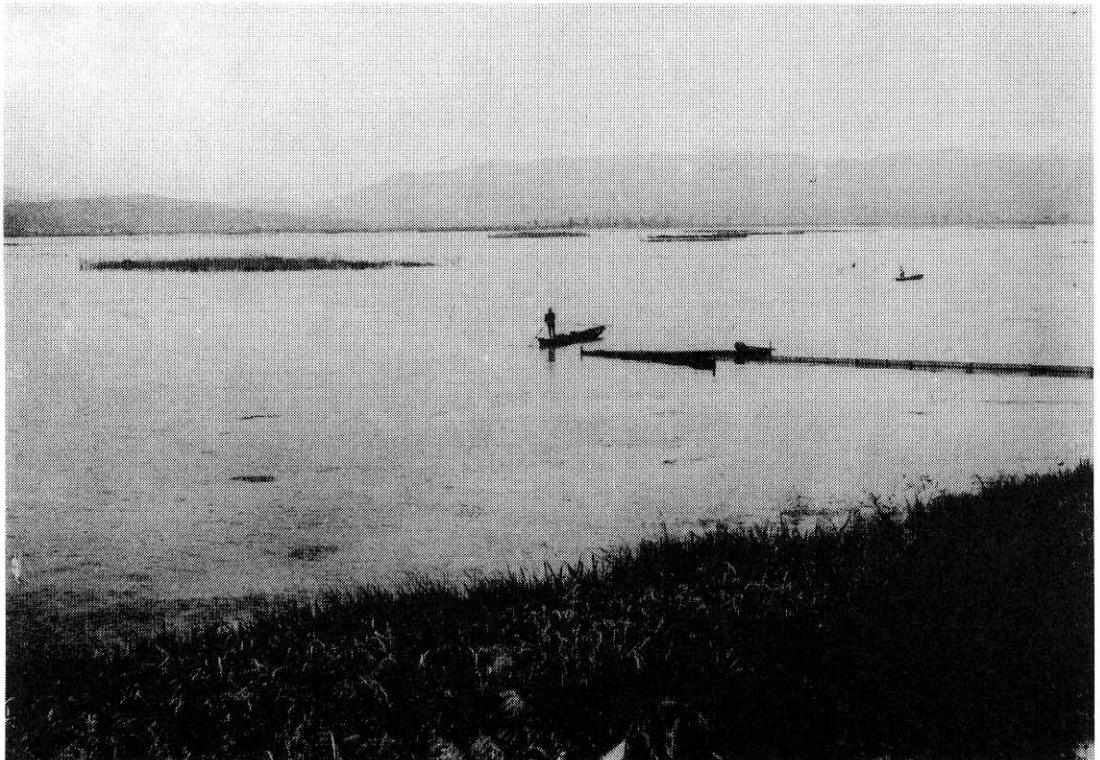
収蔵文書調査報告書 5

巨椋池漁師仲間文書

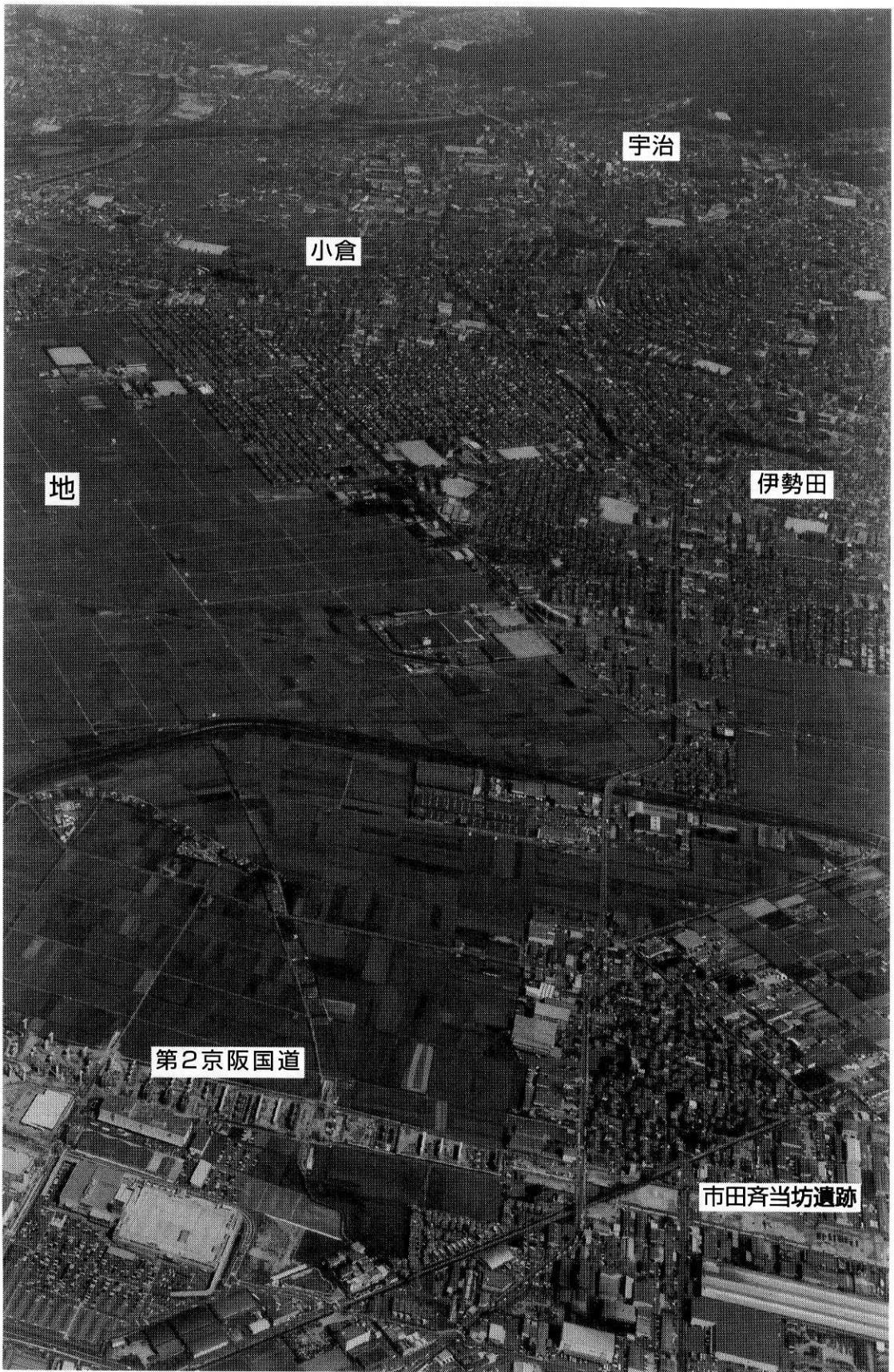
はじめに

宇治市の西郊、京都市伏見区・久世郡久御山町との境界付近、南北にのびる近鉄京都線と国道1号線にはさまれたあたりに、大都市近郊にしてはめずらしい一面の田んぼが広がっています。巨椋池干拓地です。その名からうかがえるように、ここは周囲約一六キロメートル、面積七九四ヘクタールにおよぶ水面の名残なのです。古くは巨椋の入江と呼ばれ、北から桂川・鴨川、東から琵琶湖を源とする宇治川、南からは木津川と三方からの流れを集めて、西の淀川へと流れ出す遊水池としての機能を果たすとともに、水運や漁業といった沿岸に暮らす人びとの営みの場でもありました。

今回の報告書は、そんな巨椋池の漁業関係を中心とした角田博一氏所蔵の古文書を紹介します。本書が、地域の歴史や文化を学ぶ資料としてひろく活用されることを期待しております。



ありし日の巨椋池（大正4年『久世郡写真帖』より）





現在の巨椋池干拓地

■巨椋池関係文献案内

漁場としての大池－文書解説にかえて－	5
翻刻 仲間覚（No.2）	11
従古來御札名順代々相続之旧家中古新株	
夫々名寄并勤功申合等記（No.11）	24
近世・近代の地誌にみる巨椋池	32
近世の紀行・道中記にみる巨椋池	46
角田博一氏所蔵文書目録	63

- 『宇治市史』 古代の歴史と景観 宇治市 昭和四八年（一九七三）
- 『宇治市史二』 中世の歴史と景観 宇治市 昭和四九年（一九七四）
- 『宇治市史三』 古代の歴史と景観 宇治市 昭和五一年（一九七六）
- 『宇治市史四』 古代の歴史と景観 宇治市 昭和五三年（一九七八）
- 『宇治市史六』 西部の生活と環境 宇治市 昭和五六年（一九八二）
- 『巨椋池』（宇治文庫三）宇治市教育委員会 平成三年（一九九一）
- 『久御山町の今昔』久御山町郷土史会 昭和五六年（一九八二）
- 『久御山町史 第一巻』久御山町 昭和六一年（一九八六）
- 『久御山町史 第二巻』久御山町 平成元年（一九八九）
- 『久御山町史 史料編』久御山町 平成四年（一九九二）
- 『巨椋池干拓誌』巨椋池土地改良区 昭和三七年（一九六二）
- 『巨椋池干拓誌』（追補再版）巨椋池土地改良区 昭和五六年（一九八二）
- 『巨椋池干拓六十年史』巨椋池土地改良区 二〇〇一年
- 『巨椋池の民俗』 京都府立山城郷土資料館 一九九一年

漁場としての大池 —文書解説にかえて—

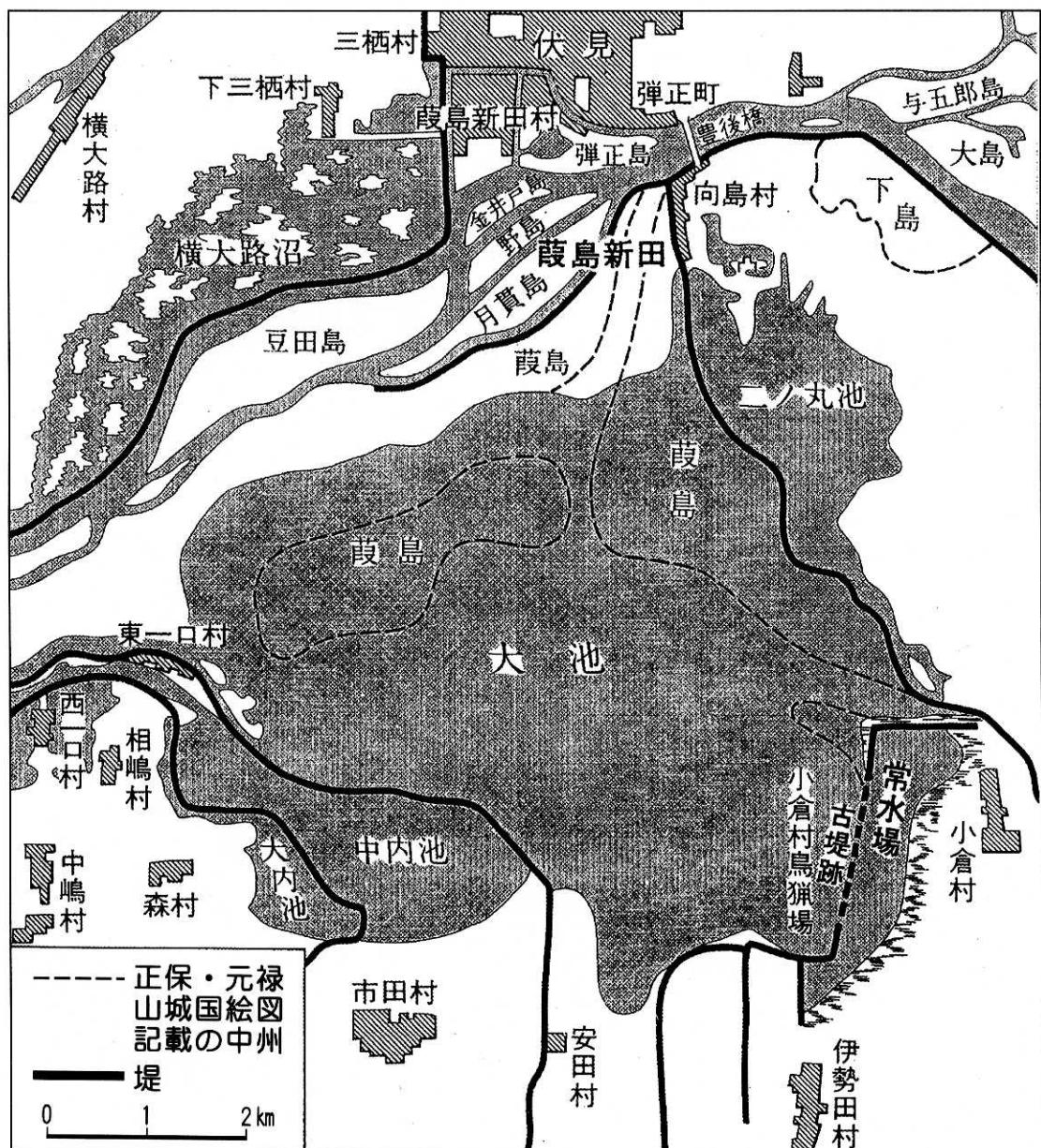
宇治市の西部、北は京都市伏見区、西は久御山町に含まれる山城盆地の最低部は、巨椋池の名で知られる遊水池として機能したところであります。昭和八年からはじめられた干拓事業によって、一面の平地に転換改良され、以来半世紀以上を経た今日、その周辺は顯著な都市化を見ているが、第二京阪国道開通工事にともなう発掘調査によつて、市田斎当坊遺跡、その南の尼垣内遺跡、さらに南の佐山遺跡と、旧巨椋池の西南岸地域に想像をはるかに超える多くの遺跡・遺構のあることが確認された。そこでは、それぞれの現場（遺跡）の広さ、遺構面のバリエーションの豊かさ、また何よりもその深さ（低さ）が注目された。現状の地面から四～五メートル掘りこまれた遺跡面、古代の人たちの生活の場は、今日の巨椋池干拓地の地面とかわらないところにあつたことになる。これによつて多くの研究者の巨椋池の歴史的景観に対するイメージが変わつた。

古代の水面は、これまで思い描いていたよりもはるかに狭いのではないか。少なくとも常にこの地に満々と広々と水が湛えられていたわけではないことは確かだ。水の流れの筋は、いくつもこの領域をめぐつていただろうし、大きな洪水・水害も何年かに一度は必ず経験しただろうが、常の水は、はるかに落ちついた量で、集落での生活は比較的安定していた、と推測させるに十分な成果だった。

巨椋池周辺の歴史的推移を概観すると、まず古代から中世にかけては、くしくも万葉の古歌にある「巨椋の入江」の印象、つまり「江」あるいは「津」といった、平常時はあまり水かさの多くない、おだやかな水郷的な風景を思い浮かべればよいことになる。巨椋池の古代中世は、入江の時代としていいかもしない。

当時水辺の地域社会の中核的なまどまりは、やはり宇治と檍島だつたに違いない。領域的な支配という意味では、京都の貴族たちとの関係を強く残しながら、しだいに近世的な様相へと姿を変えていった。村あるいは集落という生活共同体を中心に、権力と体制に順応するとともに、それぞれの自立と協同の関係がはぐくまれていく。いっぽう領主の側も、既得権等の追認・容認を基本に態勢の整備をはかる。結果、見た目には非常に錯綜した支配関係となるが、既成の枠組と慣行を基本的には保障する合理的なシステムがまとめられた。

入江つまり水域を含む平地の機能と表情も、その間に変化したものと思われる。もつとも顯著なのは平常時の水量だつた。江あるいは津と呼ぶべき様相は、水をたっぷりとたたえ、眼前に広々とした水面、池と呼ぶにふさわし姿に変わつていつた。そしていつしか恒常的な水面は、文字どおり大池と呼ばれるようになつた。江戸時代ここは巨椋池とは言わず、単に大池と呼ぶのが通常だつた。巨椋池の呼称は、近代になつて通用した。奇異な感じをもたれるかもしれないが、水面が基本的になくなろうとする、いやむしろなくなつた段階からの一般的名称、干拓地全体の総称として、広域地名としてひろく用いられるようになつた。現代人も、江戸時代の人たちも、眼前の水量や地図や絵図の水域の描写が觀念的にあつて、それを古代にまでさかのばらせて



大池をめぐる村々

しまっていた。干拓前の水害を頻発させた状態は、巨椋池周辺の歴史上、もつとも平常の水量が多い、水域が肥大化した時代だったと思われる。これに対処する方法として、干拓は最善唯一の方策だった。

その干拓以前、巨椋池ではさかんに漁業が行われていた。生業としての起こうと歴史について、比較的堅実な文書は江戸初期を始点にする。一例をあげよう。

元禄八年亥五月十九日

石川主殿頭御下

一口村庄屋 与三右衛門

年寄 源右衛門

同 四郎右衛門

上林峯順老御代官所

小倉村年寄 庄兵衛

青山信濃守御下

伏見弾上町年寄

六右衛門

川嶋利左衛門様

(京都大学蔵・上林家文書)

一右同御時、大坂へ川御座船ニ被為御下向候節、小堀遠江守被仰付、
大坂迄御供仕、川筋漁仕被為成御上覽候御事
一漁師御運上之儀、太閤様伏見ニ被為御座候節ハ、三年物之鯉毎月差
上ケ申候、其後慶長六年ニ銀ニ御直し被為成、三年物之鯉壹本之值
段を以、札壹枚壹ヶ月ニ銀貳匁三分と御極メ被為成御札頂戴仕、三

文書の制作者は各村の代表者であつて、漁師仲間のそれではない。
宛名の人物は、上方代官の一人小野氏の手代と思われる。どうしてこの文書が作成されなければならなかつたか、事情はわからない。大池漁師としての由緒と「運上」つまり営業税を納入してきたという実績を重ね合わせて、ひとまとめに「漁役」と言つて、その詳細が披露さ

浦助藏様・柴山小平様・長田喜兵衛様・永井信濃守様・水野石見守様・小堀遠江守様・永井右近太夫様・仙石因幡守様・戸田長門守様・岡田豊前守様・万年長十郎様、当御支配迄御代々無相違御運上差上ケ申候、往古鯉ニ而御運上差上ケ候故、口銀不被召上候処、三年以前西之年、万年長十郎様御支配候節より被召上候御事
右之通相違無御座候、以上

れる。特徴的なのは、秀吉の代から書き起こしていることで、当初は魚（鯉）を営業税として直接納めていたが、慶長六年から銀納になつたという。豊臣政権から徳川政権へと移り変わる段階が、ここに言う「漁役」の成立する過程でもあつたことになる。漁業それ自体の起ころには何も触れないで、既得権益が統一政権下で公認されたとする。

最後尾の記載をそのままに受け取ると、支配関係は伏見奉行であつたり、淀藩であつたり、上方代官であつたりと、かなり動きがあつて、元禄八年の段階ではまた代官支配だつたことになる。一応素直に聞きたいと思う。

三年前の元禄五年からは「口銀」つまり付加税の新設があり、増税となつた。漁札のことも触れるが、今日何枚かのこる鑑札はいずれも伏見奉行から発行されたものである。

漁札つまり株の保有者について言えば、ここに連名する岸辺の特定の村落に限定される。大池での漁業権は、久御山の東一口村と宇治の小倉村、そして伏見の彈正町、この三か所で分け持つことを原則にしている。なお、三栖村は弾正町の権利が譲渡されるようなかたちで加盟している。

つぎに札の数と漁師の数の割合、配分の比率に特徴がある。一律ではなくて、それぞれの村で異なる。課税の対象は札数に対し設定されているので、札数の割に漁師の数が多い東一口があきらかに圧倒的に有利な条件にある。そもそも一口が大池漁の中心的な役割を担つていて、ほかの二か所が、その恩恵と特権を分与されたような経緯があつたためか、それとも税負担の公平化を目的に案分するような理屈に基づく措置、今日の控除に相当するような方式を取り入れた結果なの

かよくわからない。大池の権利権益をめぐる行政的な対応と調整は流動的で、伏見奉行が漁師仲間をまとめて継続的に管轄する態勢となるようになるのも、右の由緒書が示すように元禄年間をさかのぼらないのかもしれない。

ずいぶんと長い前置きになつたが、今回は巨椋池の漁業を中心とした文書、厳密に言えば近世にそれが大池と通称された時代における漁師仲間関係史料の一部を取り扱う。ここで紹介する角田博一氏の所蔵にかかる文書は、伏見弾正町の漁師仲間文書の一部である。なお、これよりも質量とともにまさる史料群が久御山町の個人蔵として今日に伝わっている。両所蔵者とも、旧来の漁師仲間とは無関係であつて、そのため所蔵文書の称によつて区別を明示するのだが、これらは紛れもなく伏見弾正町漁師仲間によつて作成され、そこに伝來した文書である。町共同体としての機能と活動を示すいわゆる町有文書に属するような種類をいつさい含まない、弾正町漁師仲間固有の史料群と判断できる。

大池の漁師仲間は、正徳年間に周辺農村と漁場と田畠の区別をめぐる争論を東一口村を中心にたたかい、有利な判定を獲得したことが知られる。本文書群にも、その訴訟に関わる比較的よく流布したと思われる記録が含まれる（目録No.1他）。

ここでは、その後の特徴的な記録二冊をあらためて紹介する。まず「仲間覚」（No.2）は、弾正町の漁師仲間を中心として、断片的に特記事項をのせる。もう一冊は、これも同じく弾正町の漁師仲間の内部記録で、各個別漁師の情報が詳しい（No.1）。幕末いわゆる株仲間の再興に合わせて成立した記録で、明治初年からの追記もあり構成員に関

表1 巨椋池漁師札数・人数の変遷

町 村 名		慶長6年(1601)		文化8年(1811)	
伏見	彈正町		10 (20)		11 (21)
	三栖	15 (30)	5 (10)	16 (32)	5 (11)
東一口村		5 (51)		7 (74)	
小倉村		3 (25)		3 (25)	

() 内は人数。No.11より。

表2 弹正町組内の漁師数の変遷

	文化8年(1811)	弘化2年(1845)		
		総数 (古株 : 中古株 : 新株)		
弾正町	12	9	(3 : 2 : 4)	
平戸町	6	8	(3 : 3 : 2)	
向島	3	12	(3 : 3 : 6)	

No.11より

表3 安政3年の漁獲高 (単位は荷)

	弾正町	一口村	小倉村	三栖
雑魚	150	390	60	114
鮒	370	975	150	285
鯉	75	195	30	57
鰻	50	130	20	38
鯵	50	130	20	38
合計	700	1820	280	532

数値は資料のまま。No.2より。

する基本台帳として長く活用されたことがわかる。これによると、彈正町漁師株の移動と周辺への拡散傾向が顕著にうかがえる。かつて「仲間覚」に、その代表者として頻繁に登場した彦左衛門の跡も途絶えている。構成員の変遷は、表1・2にまとめた通りで、新旧の別やその中間的な格付けを設けたりと、内部構造の多様化に対応する仲間の姿も見て取れる。文政七年の漁場争論では、伊勢田村をはじめ沿岸の村々が逆に認められた。彈正町漁師の動向から、大池漁の退潮を推測することはけして難しくはない。おびただしい土砂を堆積させた大池は、水の逃げ道を塞がれ、孤立し、やがて広々とした水面をも失うことになる。

巨椋池は、入江から大池、そして現代は干拓地として、廻りに高密度に人を集め、多機能・多目的に活用されている。ふりかえると古代の中心は、巨椋池から見るとその上流宇治にあつたはずだ。江戸時代の直前、首都機能の江戸への移行期には、伏見つまり巨椋池の北岸に全国的なネットワークの中枢機能があつた。その後、大池そのものを漁場としてリードしたのが、西岸の東一団である（表3）。そして次の段階、干拓地の時代は、事業を成功に導いた有力者を輩出した小倉（小倉村）が優位に立つた。干拓の誘導・実行について、東岸からの圧力と行動力、政治力が強くはたらいたことは否めない。その後の都市化もこの小倉から、田んぼ一枚ずつめくりあげていくかのようにして進行した。宇治から伏見、一口から小倉、時計の反対方向に、ゆっくりと渦を巻くかのように、巨椋池は重点を移動させながら今日に至ったということができる。

もつとも水面が広くこの地を覆った時代、漁を生業に沿岸に暮らせ

た大池時代の証言から、あらためてこの地と住民との関わり方が摸索されることがあつてもよいはずである。